

# ○京都府立大学共同研究講座取扱規程

(平成 30 年京都府立大学規程第 1 号)

(趣旨)

**第 1 条** 京都府立大学における共同研究講座の設置については、他に本大学規程で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

**第 2 条** 共同研究講座の設置・運営は、産業界からのニーズに応え、かつ広く社会に貢献できる研究テーマについて、本学と民間機関等の双方が有する知恵と技術を持ち寄り、共同してプロジェクトの拠点を形成し、もって本学の教育研究の進展、充実及び多様化を図ることを目的とする。

(定義)

**第 3 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座とは、当該研究科の講座又はこれに代わる組織において行われる研究を実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を京都府立大学共同研究取扱規程（平成 21 年京都府立大学規程 第 3 号）に基づく研究経費等を受け入れて実施するものをいう。
- (2) 民間機関等とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）等に基づく会社、地方公共団体、民法（明治 29 年法律第 89 号）等に基づく公益法人一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人等外部の機関等をいう。
- (3) 共同研究機関とは、この規程により、共同研究講座において共同研究を行う民間機関等をいう。
- (4) 部局とは各学部、研究科、教務部、学生部及び附属図書館をいう。
- (5) 部局長とは、前号に規定する部局の長をいう。
- (6) 知的財産権とは、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める知的財産権並びに研究成果としての試薬、材料、試料（微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新材料、土壌、岩石等）、実験動物、試作品、モデル品、実験装置及び各種研究成果情報を記録した電子記録媒体、紙記録媒体等の有体物を使用する権利をいう。
- (7) 有期雇用職員とは、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（平成 20 年京都府公立大学法人規則第 4 号）に基づき、期間を定めた労働契約により雇用する教職員をいう。

(設置の申請)

**第 4 条** 部局長は、民間機関等から共同研究講座の設置に係る申し込みがあり、この申し込みが本学の教育研究等の進展及び充実には有益であると認めた場合は、教授会又はそれ

に代わる機関の審議を経て、その設置を産学連携リエゾンオフィス所長を通じて学長に申請するものとする。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 共同研究講座申込書（別記第1号様式）
- (2) 共同研究講座の概要（別記第2号様式）
- (3) 担当予定教員の履歴書（別記第3号様式）及び就任承諾書（別記第4号様式）  
（設置）

**第5条** 学長は、前条の申請があった場合は、産学連携リエゾンオフィス所長の意見等を踏まえ、共同研究講座を設置することができる。

2 学長は、前項の規定により共同研究講座等の設置を決定した場合は、共同研究講座設置承認書（別記第5号様式）を当該部局長に送付の上、民間機関へ共同研究講座設置受諾書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（契約の締結）

**第6条** 学長は、前条により共同研究講座の設置が決定したときは、共同研究機関と契約を締結し、当該共同研究講座の設置のための手続きをとるものとする。

2 前項の契約は、原則として共同研究講座設置契約書（別記第7号様式）によるものとする。

（名称）

**第7条** 共同研究講座には、当該共同研究講座における研究等の内容を示す名称を付するものとする。

2 共同研究講座の名称について、共同研究機関から申し出のあった場合は、共同研究機関が明らかになるような字句を付加することができる。

（存続期間等）

**第8条** 共同研究講座の存続期間は、原則として1年以上5年以下とする。ただし、これを更新することができる。

2 部局長は、共同研究講座存続期間終了後、研究の成果の取りまとめを行い、学長に報告するものとする。

3 共同研究講座の内容等に大きな変更を加える場合及びその存続期間を更新する場合の手続きは設置の手続きに準じて行うものとする。

（講座の構成等）

**第9条** 共同研究講座には、少なくとも教授、准教授、講師、助教又は助手に相当する者1名の教員を置くものとする。

2 前項により置かれる共同研究講座を担当する教員の名称は、共同研究講座教員とする。

3 共同研究講座教員は、教員が兼ねる場合を除き京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則による有期雇用教職員とし、その契約期間は一の事業年度内とする。なお、これを更新することができる。ただし、当該共同研究講座の継続する期間を限度とする。

4 共同研究講座教員の選考は、当該部局の教員選考基準及び選考方法に準じて行う

ものとする。

- 5 前各項に定めるほか、共同研究講座に京都府立大学特任教員規程（平成20年京都府立大学規程第59号）により称号を付与された特任教授等を置くことができる。

（共同研究講座教員の職務）

**第10条** 共同研究講座教員は、当該共同研究講座における教育・研究に従事するほか、当該共同研究講座における教育研究等の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

（共同研究講座教員の称号）

**第11条** 共同研究講座において、教授に相当する者は、教授（共同研究講座）と称するものとする。准教授、講師、助教又は助手に相当する者についてもこれに準じる。

- 2 前項の称号付与は、第9条第4項の規定により選考された共同研究講座教員に対して、学長が行うものとする。

（教授会等への出席）

**第12条** 教授会等が必要と認めた場合は、共同研究講座教員は、これに出席し、意見を述べることができる。

（経費の負担）

**第13条** 共同研究機関が負担する経費（以下「必要経費」という。）は、共同研究遂行のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、設備購入費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の実施に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）とする。

- 2 間接経費は、直接経費の30%に相当する額以下の額とする。

（施設・設備の供与）

**第14条** 大学は、その施設及び設備を当該共同研究の用に供することができる。

（経費の経理）

**第15条** 必要経費の受領及び経理等に関する事務は、本学が行うものとする。

- 2 直接経費は、当該共同研究の目的以外に使用してはならない。

（設備の帰属等）

**第16条** 必要経費により大学において研究の必要上取得した備品等は、大学に帰属するものとする。

- 2 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究機関の所有に係る設備を無償で受け入れることができる。

（研究場所）

**第17条** 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究講座教員に、共同研究機関の施設において研究を行わせることができる。

（他の研究機関との共同研究等）

**第18条** 本学と共同研究機関との合意に基づき、共同研究機関以外の研究機関と共同研究講座における研究に関連した共同研究を行い、又は受託研究を行うことができる。

（知的財産権の取扱）

**第19条** 共同研究講座における共同研究の結果生じた知的財産権その他これらに準ずる権利の帰属等については、第6条による契約及び教職員の職務発明に関する規程（平成

21年京都府公立大学法人規程第31号)の定めるところによる。

(その他)

**第20条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（4条関係）

共同研究講座申込書

年 月 日

京都府立大学学長 様

申 込 者

住 所

氏 名

印

共同研究講座の開設に関して、下記のとおり申し込みます。

記

1 共同研究講座の名称

2 共同研究講座の設置目的

3 共同研究経費

(総額)

円

(内訳

直接経費：

円

間接経費：

円)

(年額)

円

(内訳

直接経費：

円

間接経費：

円)

4 納付時期

5 納付の方法

6 設置期間

7 その他

## 第2号様式（4条関係）

## 共同研究講座の概要

1 学部名・学科名	
2 共同研究講座の名称	
3 共同研究機関	(所在地) (代表者)
4 共同研究機関の概要	
5 共同研究経費	総額 円 (内訳 直接経費： 円 間接経費： 円) 年額 円 (内訳 直接経費： 円 間接経費： 円)
6 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
7 担当予定教員名 及び職名	(氏名) (職名)  (氏名) (職名)
8 共同研究講座の研究領 域の概要 (カリキュラムを含む)	
9 協力教員等	
10 現有組織の構成状況 及びそれらに照らした 講座設置の必要性	

第3号様式（4条関係）

## 履 歴 書(例)

ふり  
氏  
がな  
名  
昭和〇〇年〇月〇日生

本籍地 〇〇県  
現住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

### ■学歴

昭和〇〇年〇月〇日 〇〇大学〇〇学部卒業  
昭和〇〇年〇月〇日 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 博士前期課程 入学  
昭和〇〇年〇月〇日 同上 修了  
昭和〇〇年〇月〇日 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 博士後期課程 入学  
昭和〇〇年〇月〇日 同上 修了  
昭和〇〇年〇月〇日 〇〇大学 博士(〇〇)取得 (〇〇第〇〇〇号)

### ■職歴

昭和〇〇年〇月〇日 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 助手  
平成〇〇年〇月〇日 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 講師  
平成〇〇年〇月〇日 アメリカ合衆国〇〇大学へ留学  
(〇〇大学〇〇学部〇〇教室 Visiting Professor)  
平成〇〇年〇月〇日 帰国  
平成〇〇年〇月〇日 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 講師  
現在に至る

昭和〇〇年〇月〇日－昭和〇〇年〇月〇日 〇〇大学非常勤講師  
平成〇〇年〇月〇日－平成〇〇年〇月〇日 〇〇大学客員講師

学会役員等 日本〇〇学会理事(平成〇〇年～平成〇〇年)  
日本〇〇学会評議員(昭和〇〇年～現在)  
日本〇〇研究会運営委員会委員(平成〇〇年)

学術活動 〇〇誌の編集(平成〇〇年－現在)

受賞歴 日本〇〇学会奨励賞(昭和〇〇年)

### 研究業績

- 1 原著論文
- 2 その他論文
- 3 学会発表
  - (1) 国内学会
  - (2) 国際学会

第4号様式（4条関係）

就 任 承 諾 書

年 月 日

京都府立大学長 様

氏 名 印

私は、下記により就任することを承諾します。

記

- 1 共同研究講座名称 講座
- 2 就任予定期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- 3 就任予定職名 ○○（共同研究講座）

第5号様式（5条関係）

共同研究講座設置承認書

年 月 日

様

学 長

年 月 日付けで申請のあった共同研究講座の設置については承認します。

第6号様式（5条関係）

共同研究講座設置承認書

番 号  
年 月 日

様

京都府立大学学長 公印

年 月 日付けでお申し込みいただきました京都府立大学に対する共同研究講座の設置につきましては、下記のとおり受諾させていただきます。

記

1 共同研究講座の名称

2 共同研究経費

(総額)

円

(内訳 直接経費： 円 間接経費： 円)

(年額)

円

(内訳 直接経費： 円 間接経費： 円)

3 設置期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

第7号様式（6条関係）

共同研究講座設置契約書

京都府公立大学法人（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究講座設置契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1) 「共同研究講座」とは共通の課題について京都府立大学と共同して研究を実施しようとする外部の企業等から受け入れる経費等を活用して京都府立大学内に設置運用されるもので、講座に相当するもの（以下、本契約によって設置するものを「本共同研究講座」という）をいう。

(2) 「研究成果」とは、本契約に基づき実施された共同研究（以下「本共同研究」という。）から得られたもので、研究成果報告書中で本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等の技術的成果をいう。

(3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

オ 研究成果としての有体物である試薬、材料、試料（微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新材料、土壌、岩石等）、実験動物、試作品、モデル品、実験装置、各種研究成果情報を記録した電子記録媒体及び紙記録媒体等（以下「成果有体物」という。）を使用する権利

(4) 「知的財産」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、ノウハウ

の対象となるものについては案出、並びに成果有体物の対象となるものについては創作をいう。

- (5) 「教職員等」とは、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、その他京都府立大学において京都府公立大学法人に雇用される者をいう。
- (6) 「研究担当者」とは、本共同研究講座に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。
- (7) 「研究代表者」とは、研究担当者のうち、研究計画のとりまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ者をいう。
- (8) 「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって、本共同研究に協力する者をいう。
- (9) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用及び成果有体物の使用行為を業として行うことをいう。
- (10) 「通常実施権」とは、次に掲げるものをいう。なお、必要と認めるときは甲乙協議の上、再実施権付の権利とすることができる。
- ア 特許法に規定する通常実施権、実用新案法に規定する通常実施権、意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権
  - イ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権
  - ウ 種苗法に規定する通常利用権
  - エ 第2号イに規定する権利の対象となるものについて実施する権利
  - オ プログラム著作物等に係る著作権について許諾された非独占的な利用権
  - カ ノウハウの実施、利用について許諾された非独占的な権利
  - キ 成果有体物の利用について許諾された非独占的な権利
  - ク 外国におけるアからキの各権利に相当する権利
- (11) 「独占的实施権」とは、通常実施権等のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施許諾ができず、当該権利を許諾された者において独占的に実施できる権利とする。なお、必要と認めるときは甲及び乙が協議の上、再実施許諾権付の権利とすることができる。
- (12) 「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
  - イ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
  - ウ 種苗法に規定する専用利用権
  - エ 第2号イに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
  - オ プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
  - カ 第2号エに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
  - キ 外国におけるアからカの各権利に相当する権利

(共同研究講座の名称等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究講座を設置し、研究を実施するものとする。

- (1) 共同研究講座の名称
- (2) 共同研究講座の研究目的及び課題
- (3) 役割分担（別表第1のとおり）
- (4) 研究スケジュール  
詳細は、甲乙別途協議の上決定する。
- (5) 設置場所  
京都府立大学内
- (6) その他

(設置期間)

第3条 本共同研究講座の設置期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

(本共同研究講座における研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究講座の研究担当者として参加させるものとする。

- 2 甲は、乙の研究担当のうち甲の研究実施場所において本共同研究講座の研究に従事させる者について、甲の定める受入手続を経た上で受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究講座の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(研究成果報告書の作成)

第5条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究講座の設置期間中に得られた研究成果について報告書を、本契約が終了した日の翌日から起算して30日以内にとりまとめ、連署の上、甲及び乙に提出するものとする。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本契約終了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第7条 乙は、別表第2に掲げる研究経費を負担するものとする。

(研究経費の納付)

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費を、甲が発行する請求書に基づき請求書を受領した日から60日以内に納付しなければならない。

(経理等)

第9条 別表第2に掲げる研究経費の経理等の事務は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲は、別表第3に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究講座の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究講座の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(共同研究講座の廃止又は期間の延長)

第12条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究講座の廃止又は研究期間の延長をすることができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(本契約の終了又は共同研究講座の廃止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本契約を終了又は前条の規定により本共同研究講座を廃止した場合において、第8条の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できるものとする。

2 甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本契約を終了又は本共同研究講座を廃止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を契約の完了又は講座廃止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は乙の負担とする。

(知的財産権等)

第14条 甲及び乙は、本共同研究講座の実施に伴い知的財産の創作が生じた場合には、速やかに相互に書面により通知し、その帰属について相手方の同意を得なければならない。

2 甲及び乙は、自己に属する研究担当者に帰属する本共同研究講座の実施に伴い得られた知的財産について、それぞれの規則等により当該研究担当者から当該知的財産を受ける権利の持分を承継するものとする。

- 3 甲又は乙はそれぞれ、甲に属する研究担当者又は乙に属する研究担当者が本共同研究講座の研究の結果、単独で知的財産の創作を行ったときは、当該知的財産に係る権利を単独所有するものとし、単独で出願等の手続きを行うものとする。ただし、甲単独所有の知的財産権又は乙単独所有の知的財産権の出願等の手続きに先立ち、相手方に対して単独での知的財産の創作であることを確認するものとする。
- 4 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究講座の実施に伴い共同して知的財産の創作を行ったときは、当該知的財産に係る権利を甲及び乙の共有とし、甲及び乙の持分を発明の貢献度に応じて協議して定め、共同で出願等の手続きを行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産に係る権利の相手方持分を承継したときは、甲又は乙は単独で出願等を行うことができる。
- 5 第2項、第3項及び第4項にかかわらず、甲が自己に属する研究担当者から当該知的財産を受ける権利を承継しないときは、乙に通知するものとし、乙は当該研究担当者と当該知的財産に係る権利の出願等について協議の上、別途定めるものとする。

(外国出願)

- 第15条 前条の規定は、外国における知的財産権の出願等(以下「外国出願」という。)についても適用する。
- 2 甲及び乙は、外国出願を行うに当たっては、その要否及び対象国等について双方協議の上、行うものとする。

(甲単独所有の知的財産権の取扱い及び出願等費用)

- 第16条 甲及び乙は、第14条第3項の規定により甲単独所有の知的財産登録を受ける権利に基づく出願等を単独で行うときは甲乙協議の上、以下の少なくとも一つを出願前に選択し合意するものとする。ただし、以下の第1号から第4号の場合は、乙又は乙の指定する者が出願等及び権利保全の手續に要する費用(以下「出願等費用」という。)を負担し、第5号の場合は、甲が出願等費用を負担するものとする。
- (1) 甲は、乙又は乙の指定する者に時期を問わず有償で譲渡する。
  - (2) 乙又は乙の指定する者が独占的に実施することを表明する。
  - (3) 乙又は乙の指定する者が非独占的に実施すること表明する。
  - (4) 乙又は乙の指定する者が独占的实施等の判断を検討する期間(以下「優先交渉期間」といい、当該期間中に乙が獲得する権利を以下「優先交渉権」という。)を設定する。本期間は出願後18箇月を上限とし、この期間中は、甲は乙又は乙の指定する者以外の者(以下「第三者」といい、甲の発明者の関与によって起業化された法人等も含む。)に実施許諾しない。この場合には、乙又は乙の指定する者は優先交渉期間に応じた優先交渉権行使の費用を支払う。
  - (5) 前記第1号から第4号以外の場合は、甲は出願等の可否を自らの判断で行い、出願したときには出願後に甲自ら又は技術移転機関を通して第三者への実施許諾又は譲渡の活動を行う。
- 2 前項第2号の規定に従い、甲単独所有の知的財産登録を受ける権利から得られる特許権等について乙又は乙の指定する者から独占的实施権等又は専用実施権等の申し入れがあつ

た場合には、当該知的財産登録を受ける権利に基づく出願等をした時から10年間を限度として、乙又は乙の指定する者に対して独占的实施権等の許諾又は専用実施権等の設定を行うものとする。

- 3 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する独占的实施権等又は専用実施権等の期間（以下「実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、合理的な理由の無い限りこれを不当に拒絶せず、当該独占的实施権等又は専用実施権等の対象となる特許権等の存続期間の範囲内で実施期間の更新を許諾するものとする。この場合において、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 4 第2項にかかわらず、乙又は乙の指定する者が出願後3年以内に甲単独所有の知的財産登録を受ける権利から得られる特許権等を実施せず又は具体的な実施計画を提示しないとき、又は独占的实施権等の許諾又は専用実施権等の設定をしたことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、甲は乙に対し書面で通知し、乙と協議を行うものとする。協議によって事態が改善されないときは、甲は独占的实施権等の許諾又は専用実施権等の設定を取り消し、第三者に許諾できるものとする。

（甲乙共有の知的財産権の取扱い及び出願等費用）

第17条 甲及び乙は、第14条第4項の規定により甲乙共有の知的財産登録を受ける権利に基づく出願等を共同で行うときは甲乙協議の上、以下の少なくとも一つを選択し、共同出願契約においていずれかが適用されるかを定めるものとする。ただし、以下の第1号から第4号の場合は、乙又は乙の指定する者が出願等費用を負担し、第5号の場合は、甲は持分に応じた出願等費用を負担するものとする。

- (1) 甲は、自己の持分を乙又は乙の指定する者に時期を問わず有償で譲渡する。
  - (2) 乙又は乙の指定する者が独占的に実施することを表明する。
  - (3) 乙又は乙の指定する者が非独占的に実施すること表明する。この場合、乙又は乙の指定する者は、出願後の甲による第三者への甲持分の譲渡又は通常実施権等の許諾に同意する。
  - (4) 甲乙間で優先交渉期間を設定する。本期間は出願後18箇月を上限とし、この期間中は、甲は第三者に実施許諾しない。この場合には、乙又は乙の指定する者は優先交渉期間に応じた優先交渉権行使の費用を支払う。
  - (5) 前記第1号から第4号以外の場合は、甲及び乙は、それぞれの持分に応じた出願等費用を負担する。この場合、乙は、出願後の甲による第三者への甲持分の譲渡又は通常実施権等の許諾に同意する。
- 2 甲は、前項第2号の規定に従い、乙又は乙の指定する者から甲乙共有の知的財産登録を受ける権利から得られる特許権等について独占的实施権等の許諾又は専用実施権等の設定の申し入れがあった場合には、当該知的財産登録を受ける権利に基づく出願等をした時から10年間を限度として当該実施権等の許諾又は設定を行うものとする。
  - 3 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する「実施期間」を更新したい旨の申し出があった場合には、合理的な理由の無い限りこれを不当に拒絶せず、当該独占的实施権等又は専用実施権等の対象となる特許権等の存続期間の範囲内で実施期間の更新を許諾するものとする。この場合において、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 4 第2項にかかわらず、乙又は乙の指定する者が出願後3年以内に甲乙共有の知的財産登録を受ける権利に基づく特許権等を実施せず又は具体的な実施計画を提示しないとき、又は独占的实施権等の許諾又は専用実施権等の設定をしたことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、甲は乙に対し書面で通知し、乙と協議を行うものとする。協議によって事態が改善されないときは、甲は独占的实施権等の許諾又は専用実施権等の設定を取り消し、第三者に許諾できるものとする。

(情報交換)

- 第18条 甲及び乙は、本共同研究講座の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 提供された資料は、本契約終了後又は本共同研究講座廃止後相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

- 第19条 甲及び乙は、本共同研究講座において研究の実施に当たり、相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方から秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）について、第2条に定める研究担当者、甲及び乙の役員並びに知る必要のある最低限の従業員、教員及び職員（以下「研究担当者等」という。）以外に開示又は漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者等に対し負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 2 甲及び乙は、前項で定める秘密情報、並びに本共同研究講座によって得られた研究成果を、本共同研究講座以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

- 3 前2項の有効期間は、本共同研究講座設置の日から本契約終了後又は本共同研究講座廃止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(甲における研究成果の使用)

- 第20条 甲は、研究成果を、第6条のノウハウ秘匿義務及び第19条の秘密保持義務を遵守の上、甲が行う教育及び研究活動（ただし、特許法第69条第1項に定める試験又は研究の

範囲内に限る。) のために無償にて使用することができるものとする。

- 2 甲の研究担当者は、甲の所属を離れて他の非営利研究機関で教育及び研究活動を行う場合においても、前項が準用されるものとする。

(実施料等の対価)

第21条 甲単独所有の知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める対価を甲に支払わなければならない。

- 2 甲単独所有の知的財産権を乙又は乙の指定する者が甲から譲受けようとする場合は、譲渡契約書において、譲渡一時金の他に、当該知的財産権が乙又は乙の指定する者の事業に貢献したときに甲への対価の支払いを前提に当事者間で協議することを定める。

- 3 甲乙共有の知的財産権の甲の持分を乙又は乙の指定する者が譲受けようとする場合は、譲渡契約書において、譲渡一時金の他に、当該知的財産権が乙又は乙の指定する者の事業に貢献したときに甲への対価の支払いを前提に当事者間で協議することを定める。

- 4 甲乙共有の知的財産権に係る発明等を乙又は乙の指定する者が実施しようとする場合は、甲乙協議の上、共同出願契約において以下のいずれかが適用されるかを定めるものとする。

- 一 第17条第1項第2号に従って、乙又は乙の指定する者が独占的に実施しようとするときは、乙は別に実施契約で定める対価を甲に支払わなければならない。ただし、乙の指定する者が対価を負担するときは、甲は乙の指定する者に対して対価を請求することができる。

- 二 第17条第1項第3号に従って、乙又は乙の指定する者が出願等費用を負担する場合、乙又は乙の指定する者は対価を支払うことなく発明等を非独占的に実施することができる。この場合において、甲は出願後に第三者に対して甲の持分を譲渡すること及び通常実施権等を許諾することができ、乙はこれに対し同意しなければならない。また、甲及び乙が第三者から得た対価は甲乙の持分に応じて分配する。なお、甲及び乙は当該譲渡又は実施許諾の交渉・手続に要した費用（甲の指定する技術移転機関に支払う報酬も含む。）を控除できるものとする。

- 三 第17条第1項第5号に従って、甲及び乙が出願等費用を持分に応じて負担する場合は、乙又は乙の指定する者は対価を支払うことなく、発明等を非独占的に実施することができる。この場合において、甲は出願後に第三者に対して甲の持分を譲渡すること及び通常実施権等を許諾することができ、乙はこれに対し同意しなければならない。また、甲及び乙が出願後に第三者に対し、自己の持分譲渡及び通常実施権等の許諾によって得られた対価は、当該譲渡又は実施許諾の交渉・手続をした当事者のみが受領するものとする。

- 5 甲又は乙が本契約発効日時時点で所有する知的財産権又は出願等手続きを行っている知的財産権に係る発明等の実施、及び本契約発効後に本共同研究契約に関係なくなされた知的財産権の発明等の実施に関しては、本契約によって相手方に明示的若しくは黙示的に許諾されるものではなく、甲及び乙はかかる許諾を受けるときは、その可否、条件等について別途協議するものとする。

- 6 知的財産権に該当しない研究成果であって、当該研究成果が乙又は乙の指定する者の事業に貢献したときには、甲への対価の支払いについて当事者間で協議するものとする。

(研究成果の公表)

- 第22条 甲及び乙は、本契約の終了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し2箇月を経過した日以降、本共同研究講座における研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第19条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行うとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究講座における研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後15日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしないといけない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知をしなければならない期間は、第19条第3項に規定する秘密保持期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

- 第23条 甲乙のいずれかが、本共同研究講座における研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究講座に参加させることができる。
- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させること及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めるものとする。
- 4 研究協力者が本共同研究講座における研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。

(契約の解除)

- 第24条 甲は、乙が所定の期限までに別表第2に掲げる研究経費を納付しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本

契約を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (2) 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第25条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第26条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第23条、第25条及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする京都地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成○年○月○日

(甲) 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府公立大学法人  
理事長 長尾 真

(乙) 住 所

法人等の名称  
代表者氏名

別表第1（第1条、第2条、第4条、第19条関係）

区分	所属名・職名	氏名	本研究における役割
甲			
乙			

※ 甲、乙それぞれの代表者の氏名に◎を付すこと。

別表第2（第7条、第8条、第10条関係）

区分	納入時期	研究に要する経費
第1回		円 内訳 直接経費 円 間接経費 円
第2回		円 内訳 直接経費 円 間接経費 円
第3回		円 内訳 直接経費 円 間接経費 円
合計		円 内訳 直接経費 円 間接経費 円

別表第3（第11条関係）

区分	施設の名称	設備		
		名称	規格	数量
甲				
乙				